# 過疎対策の概要



平成30年7月3日 地域力創造グループ 過疎対策室

# 過疎対策について

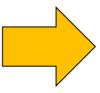
# I 過疎対策の経緯

- 〇昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
  - 過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
  - ·過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
  - ·過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
  - ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)
- ○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成32年度末に期限が到来。

# Ⅱ 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少 しており、財政力の弱い市町村を指定



# IV 過疎地域の現況等

í)	過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(平成29.4.1	) 817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

# Ⅲ 各種施策

- (1)過疎法に基づく施策
- ①過疎対策事業債による支援(平成30年度計画額4,600億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
  - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」(地域医療の確保、交通手段の確保、集 落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業(基金積 立も含む))も過疎債の対象とした。
- (2)国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

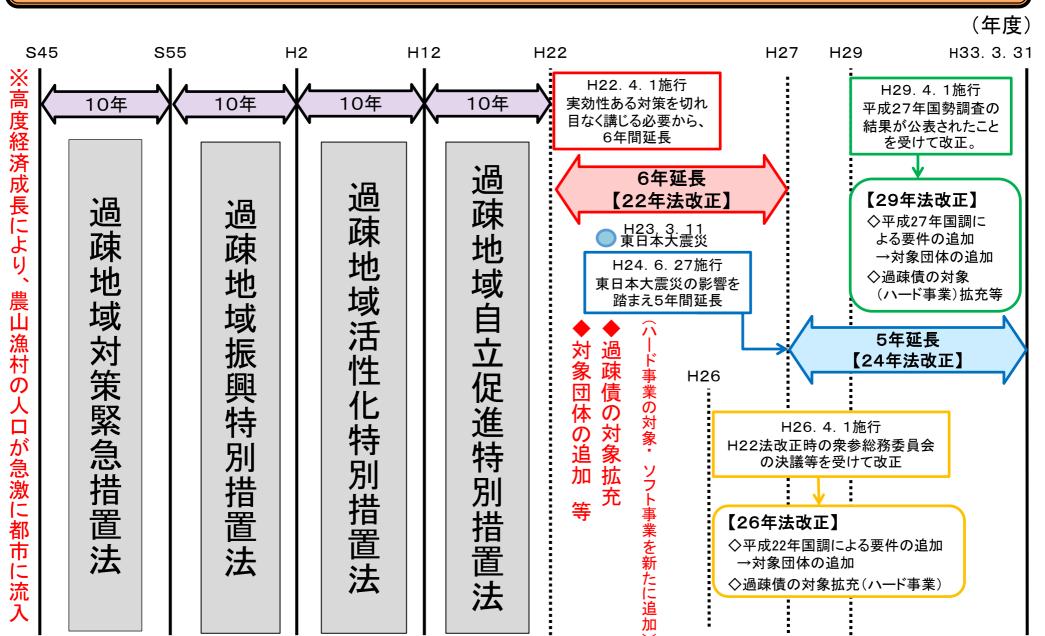
# (2)その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金 (平成30年度予算額:6.9億円)

# これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化	過疎地域自立促進	
本年七	<b>迥</b>	<b>迥</b>	特別措置法	特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度~昭和54年度	昭和55年度~平成元年度	平成2年度~平成11年度	平成12年度~ 平成21年度	平成22年度~ 平成32年度
目的	・人口の過度の減少防止 ・地域社会の基盤を強化  ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興  ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化  ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進  ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	
背景	<ul><li>・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収</li><li>・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少</li></ul>	・住民の就業機会や医療の 不足 ・若年層を中心とした人口流出 による高齢化	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生	・高齢化の進行・自然減の重る・農林水産業の著しい停滞・集落存続危機・引き続く若年者の流出	
	3043 C3070KIL/IIK		「「「「「「「「」」「「」「「」「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」		<ul><li>・著しい高齢化の進行</li><li>・身近な生活交通の不足</li><li>・地域医療体制の弱体化</li><li>・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望</li></ul>
考え方	・緊急の対策 ・生活環境におけるナショナル ミニマムの確保	・生活環境におけるナショナル した地域社会の機能低下、 る」へ		・全国的視野に立った過疎地・「活性化」から「自立促進」 ・個性を発揮して自立できる地	
	<ul><li>・開発可能な地域に産業基盤等を整備</li><li>・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止</li></ul>	・総合的かつ計画的の振興施 策による住民福祉の向上、雇 用の増大及び格差の是正	主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視		・住民が将来にわたり安 心・安全に暮らすことので きる地域社会の実現を図 るため、ソフト事業拡充
成果	<ul> <li>・市町村道 改良率9% → 22. 7%、 舗装率2. 7% → 30. 6%</li> <li>・集会施設整備 80%</li> <li>・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)</li> </ul>	·市町村道 改良率22.7% →39%、 舗装率30.6% →55.7%	・交通通信体系の整備のための 経費ウエイトが下がり、 産業振興、高齢者等の保健 福祉、生活環境の整備のシェ アが増加	・市町村道 改良率54.2% 舗装率70.5% ・生活安定と福祉向上 ・個性ある地域形成(観光 入込客数の増加)	

# 過疎対策法の流れ



# 過疎地域の要件

		H12法制定	当初の要件	H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		H7国調反映	H12国調反映	H17国調反映	H22国調反映	H27国調反映
		35年間(S35~H7)の 人口減少率30%以上	35年間(S40~H12)の 人口減少率30%以上	45年間(S35~H17)の 人口減少率33%以上	45年間(S40~H22)の 人口減少率33%以上	45年間(S45~H27)の 人口減少率32%以上
		又は	又は	又は	又は	又は
人口要件	長期要件	35年間(S35~H7)の 人口減少率25%以上 かつ H7の高齢者比率 24%以上 又は H7の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S45~H7)の 人口増加率10%以上 の団体を除く	35年間(S40~H12)の 人口減少率25%以上 かつ H12の高齢者比率 24%以上 又は H12の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S50~H12)の 人口増加率10%以上 の団体を除く	45年間(S35~H17)の 人口減少率28%以上 かつ H17の高齢者比率 29%以上 又は H17の若年者比率 14%以下 ※ 25年間(S55~H17)の 人口増加率10%以上 の団体を除く	45年間(S40~H22)の 人口減少率28%以上 かつ H22の高齢者比率 32%以上 又は H22の若年者比率 12%以下 ※ 25年間(S60~H22)の 人口増加率10%以上 の団体を除く	45年間(S45~H27)の 人口減少率27%以上 かつ H27の高齢者比率 36%以上 又は H27の若年者比率 11%以下 ※ 25年間(H2~H27)の 人口増加率10%以上 の団体を除く
	中期要件	25年間(S45〜H7)の 人口減少率19%以上	25年間(S50~H12)の 人口減少率19%以上	25年間(S55~H17)の 人口減少率17%以上	25年間(S60~H22)の 人口減少率19%以上	25年間(H2~H27)の 人口減少率21%以上
財政力	財政力指数	0. 42以下 (H8~H10の3か年平均)	0. 42以下 (H10~H12の3か年平均)	0. 56以下 (H18~H20の3か年平均)	0. 49以下 (H22~H24の3か年平均)	0.5以下 (H25~H27の3か年平均)
要件	公営競技収益	13億円以下	13億円以下	20億円以下	40億円以下	40億円以下

<sup>※</sup> 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

<sup>※</sup> 高齢者は65歳以上、若年者は15~29歳

# 過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について

 過疎地域市町村の市町村合併があった場合 (過疎地域市町村と非過疎市町村の合併、過疎地域市町村同士の合併)

新たな市町村について判定

過疎地域の要件(2条1項)(人口要件・財政力要件)

該当する(2条1項適用)

全域が過疎地域市町村(647市町村)

該当しない

過疎地域とみなす要件(33条)

## 規模要件:

廃置分合等前の過疎地域市町村の人口が 1/3以上または、廃置分合等前の 過疎地域市町村の面積が 1/2以上

人口要件:一定期間の人口が減少(※)

財政力要件:廃置分合等前3か年平均の財政力指数が一定の基準以下(※)

※財政力要件のみ該当しない場合

財政力指数が別の一定基準以下に該当する場合は、 5年間に限り「みなし過疎」とする(それ以降は「一部過疎」)(※)

↓ 該当する(33条1項適用)

全域を過疎地域市町村とみなす (いわゆる「みなし過疎」)(25市町村) 該当しない(33条2項適用)

合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす (いわゆる「一部過疎」)(145市町村)

※ 合併年月日によって、人口要件は一定期間の年数と起算時期が異なり、財政力要件は基準となる財政力指数が異なる。

# 都道府県別過疎関係市町村数(平成29年4月1日時点)(県庁所在地・政令市・中核市の該当団体の注釈入り)

都道県名		市町村数 計	過疎関係 市町村数 計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎 市町村 (33条1項)	一部過疎を 有する 市町村 (33条2項)	備考
北海	道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青	森	40	29	23	1	5	八戸市[中核](一部過疎)
岩	手	33	24	20	1	3	
宮	城	35	10	7	0	3	
秋	田	25	23	18	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山	形	35	21	18	2	1	
福	島	59	31	27	1	3	
茨	城	44	5	2	0	3	
栃	木	25	4	3	0	1	
群	馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼	Ħ	63	4	2	0	2	
千	葉	54	7	6	0	1	
東	泸	39	6	6	0	0	
神奈	][[ }	33	1	1	0	0	
新	淵	30	14	9	1	4	
富	E	15	4	3	0	1	富山市[中核](一部過疎)
石	Ш	19	10	6	0	4	
福	井	17	6	3	0	3	福井市[県庁](一部過疎)
山	梨	27	15	7	0	8	甲府市[県庁](一部過疎)
長	野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐	阜	42	14	7	1	6	
静	岡	35	9	5	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛	知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
Ξ	重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)
滋	賀	19	2	0	0	2	

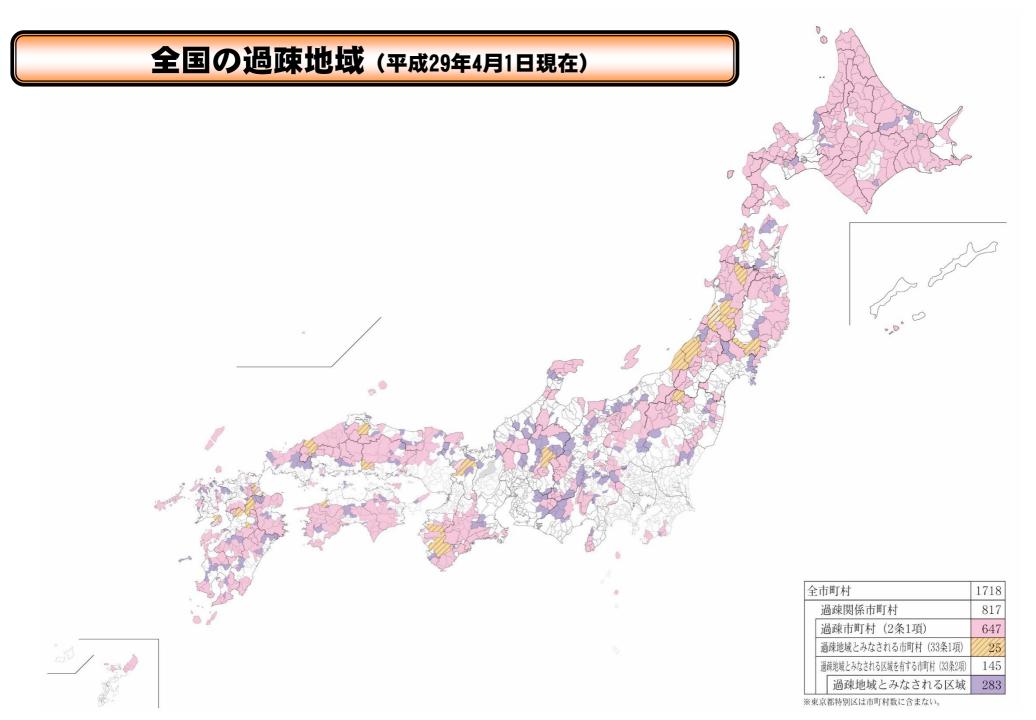
都道府県名	:	市町村数 計	過疎関係 市町村数 計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎 市町村 (33条1項)	一部過疎を 有する 市町村 (33条2項)	備考
京	鄁	26	10	7	1	2	京都市[政令](一部過疎)
大	瓦	43	1	1	0	0	
兵 [	Ī	41	10	7	0	3	
奈 月	良	39	18	18	0	0	
和歌L	Ц	30	18	15	2	1	
鳥耳	ጀ	19	12	8	0	4	鳥取市[県庁](一部過疎)
島村	艮	19	19	15	2	2	松江市[県庁](一部過疎)
岡 L	Ц	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広 🗜	<b>1</b>	23	16	10	0	6	呉市[中核](一部過疎) 福山市[中核](一部過疎)
ЩГ		19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳	哥	24	13	11	0	2	
香」	II	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛妙	爰	20	17	11	1	5	松山市[中核](一部過疎)
高 知	Ω.	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福日	刮	60	21	16	2	3	
佐	Ę	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長	奇	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊 ス	Ż.	45	27	22	2	3	
大 ź	ſ	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮	奇	26	17	13	0	4	
鹿児島	₿	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖 糸	黽	41	18	17	1	0	
全 国		1,718	817	647	25	145	

内訳

#### (備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在

- 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。
- 3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
- 4 東京都特別区は市町村数に含まない。

7	市町村別団体数	市	町	村	
		279	410	128	



# 過疎法に基づく施策

- (1)国の補助のかさ上げ等
  - ①統合に伴う小中学校校舎等(1/2⇒5.5/10)
  - ②公立以外の保育所(1/2⇒2/3)
  - ③公立保育所(1/2⇒5.5/10) ¬ <sub>三位一体改革で補助金廃止</sub>
  - ④消防施設(1/3⇒5.5/10) (特別の地方債で措置) 【施設整備事業(一般財源化分)】
- (2) 過疎対策事業債 :元利償還の7割を交付税措置

平成29年度計画額 4,500億円

平成30年度計画額 4,600億円

(3)都道府県代行制度:基幹道路、公共下水道

(4)金融措置:政府系金融機関等の資金確保

(5) 税制措置: 所得税・法人税に係る減価償却の特例等

(6)地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置

# 【参考】過疎対策のための国庫補助金

過疎地域等自立活性化推進交付金(補助率 定額・1/2・1/3)

【平成30年度予算額 6.9億円】

# 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

#### 1 対象事業

○ 市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○ 農林道 ○ 電気通信に関する施設 ○ で通の便に供するための自動車、渡船施設 ○ 住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道 車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○ 除雪機械 ○ 自然エネルギーを利用するための施設 ○ 集落再編整備 ○ 自然エネルギーを利用するための施設 ○ 集落再編整備 ○ 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来に	産業振興施設等	<ul> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等	<ul> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設	交通通信施設	○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道 車両並びに軌道施設及び軌道車両		<ul> <li>市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> <li>○市町村立の専修学校及び各種学校</li> </ul>
				○公民館その他の集会施設

過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業) ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来に わたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要 と認められる事業(基金の積立てを含む)

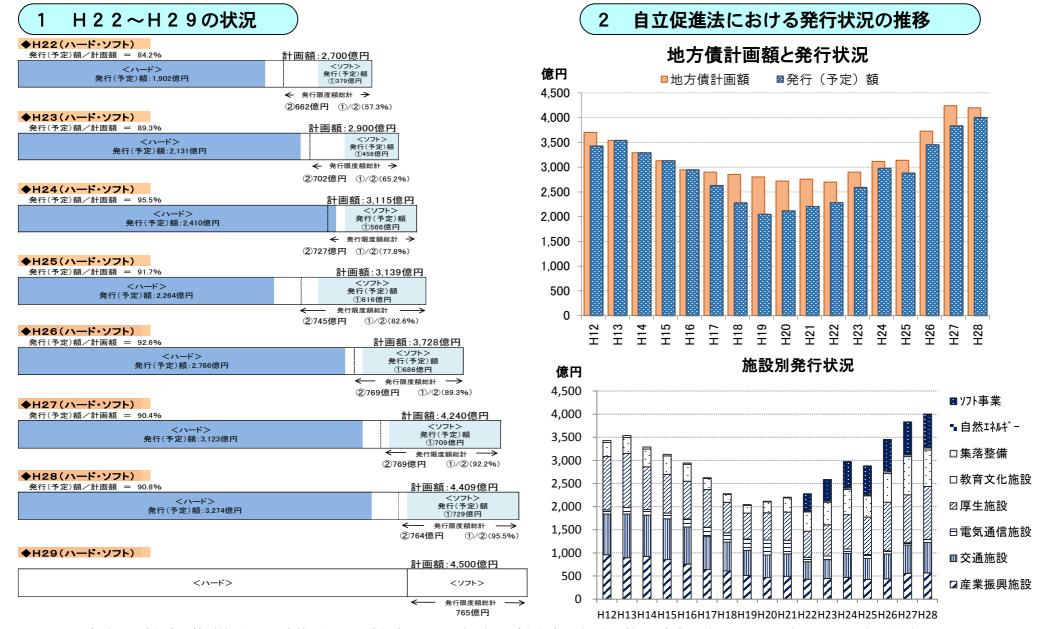
## 2 平成30年度地方債計画: 4, 600億円(対前年度(当初)100億円、2.2%増)

※下線は平成29年4月1日より追加。

※義務教育諸学校及び高等学校施設の償還期間について、12年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長

※簡易水道施設及び下水道処理施設について、地方公共団体金融機構資金を配分

# 過疎対策事業債の発行状況について



<sup>※</sup>発行(予定)額: 当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。 ※H23~H28の地方債計画額は改定後の額。

# 過疎対策事業債(ソフト分)について

## 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図る ためのソフト事業へ拡充
- 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

## ~具体的な事業例~

# ①地域医療の確保

- 医師確保事業 (診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



# ②生活交通の確保

- 〇 コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



## ③集落の維持及び活性化

- 集落点検や集落課題の話し合いの実施、住民による活動の支援
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、 子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、 伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

## 4 産業の振興

- 〇 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)

## 発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能。

※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出 最低限度額は3.500万円

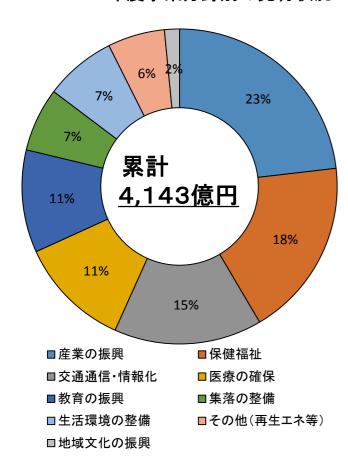


# 過疎対策事業債(ソフト事業)の活用分野

# ◆ポイント

〇事業分野別では、「産業の振興」が最も活用されていて、次いで「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「交通通信 体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」となっている。

## H22~H28年度事業分野別の発行状況



## ①産業の振興

- 特産品開発事業
- · 町産材活用促進補助事業
- 企業支援補助事業
- 鳥獣害防護柵設置事業
- 地域通貨創設事業
- 漁業燃油高騰対策事業

#### ②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・福祉タクシー利用助成事業
- 生活習慣病予防教室実施事業
- 子育て支援事業
- 妊婦健康検診補助事業
- 高齢者日常生活支援事業

## ③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・コミュニティバス、デマンドタクシー運行事業
- バス路線再編事業
- 通学バス運賃補助事業
- 橋りょう長寿命化計画作成事業

#### ④医療の確保

- 乳幼児等医療費助成事業
- ・医師確保事業(専門医招へい対策事業)
- ・看護師スキルアップ事業

## ⑤教育の振興

- 児童生徒相談員設置補助事業
- 給食センター調理施設環境改善事業
- 少人数学級確保事業
- 公設塾運営補助事業

#### ⑥集落の整備

- 集落支援員導入補助事業
- 移住、交流促進事業
- ・集落再生・活性化支援事業

#### ⑦生活環境の整備

- 危険家屋解体事業
- ハザードマップ作成事業
- ・景観まちづくり整備補助事業

#### ⑧地域文化の振興等

- 伝統文化伝承補助事業
- 芸術家招聘補助事業
- ·無形民俗文化財支援補助事業

## <u> </u> 9その他

- 資源循環型施設等運営補助事業
- 地域後継者結婚対策事業

# 過疎対策事業債(ソフト分)の事例について①

# 地域6次産業化連携強化事業(青森県深浦町)

#### 事業の概要

深浦町に豊富に存在する農水産物を活用し、地域ぐ るみで生産・加工・販売に取り組む「地域ぐるみの 6次産業化」を推進することで稼ぐ力を高め、もっ て地域経済の活性化と雇用の増大を図る。



<食品展示会出展の様子>



# 事業の内容

- ≪事業内容≫
- 〇地域外への販路開拓のため、事業者合同で食品展示会に出展(BtoB活動)
- ○首都圏での拠点として設置している深浦商品販売ブースでのPR活動(BtoC活動)
- ○事業者のスキルアップや連携促進を図るための6次産業化勉強会の実施
- 〇企業訪問による深浦産品PR活動

(下線事業内容につき、過疎債充当)

## く総事業費>

(百万円)	H27
事業費	1.2
内過疎債	1.2



<6次産業化勉強会>



<首都圏での販売拠点 「深浦ブース」浅草店>

# 事業の成果・効果

〇食品展示会に出展した事業者と大手食品メーカーとの商談が成立し、H28年秋に町特産物である雪人参を 活用した新商品が全国発売されたことで、地域資源の域内加工量が増加した。

(H27年度雪人参加工量22トン → H28年度雪人参加工量25トン)

○東京浅草に設置している深浦ブースで深浦商品や町のPRを行ったことで認知度が向上し、ふるさと納税制 度による寄附額が増加するとともに、返戻品とした特産品の購入量増加につながった。

(H26年度寄附額1, 640, 000円 → H27年度寄附額6, 215, 000円)

○事業者勉強会で企画力やプロモーション力の向上が図られ、新たな特産品の創出につながった。

(H27年度新規特産品認定数5品、合計53品となった。)

# 学校給食地産地消推進事業(島根県邑南町)

#### 事業の概要

地元産の新鮮な食材を積極的に活用した学校給食を 通して、小中学生が地元食文化に関心を持つこと と、地元の農業への理解を深めることで地元食材の 継続的な消費を推進する。

#### 事業の内容

事業内容:①学校給食会に地産地消コーディネーター1

名の配置

②学校栄養教諭による旬の食材や地産地消を 取り入れたメニューの提供と食育の推進

取組経過:平成21年度から地産地消コーディネーター

を配置しており、地道に給食センターと生産

者をつなぐ活動をしている。

(下線事業内容につき、過疎債充当)



<地元産食材(米や肉、野菜)を 使った給食の写真>



#### <総事業費>

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	2.8	2.8	2.8	2.8	2.4
内過疎債	2.4	2.1	1.6	1.6	1.6



オオナン・ショウ

## 事業の成果・効果

邑南町は、東西に2つの学校給食センターがあり、それぞれでメニューを作成し、町内小 中学校11校に提供している。地産地消コーディネーターを配置したことで、学校給食に おいて地元食材の安定的な確保が可能になり、栄養教諭がこれらを用いたメニュー作り に取り組んだり、2つのセンター統一のメニューを月2回程度配食することができるように なった。このことにより、子どもたちの地元食材への関心を高めるとともに郷土愛を深め ることにつながっている。

13

# 過疎対策事業債(ソフト分)の事例について②

# 市営バス運行事業(京都府京丹後市)

#### 事業の概要

公共交通空白地の解消へ向け、NPO法人の協力 を得て、市営バスの運行を行うことにより、通院や 買い物が困難な方などの交通手段を確保する。

#### 事業の内容

#### 【事業内容】

〇バス運転委託料

事前予約(電話)に基づき、定められた路線内において必要区間を不定期で走るデマンドバス

#### 【取組経過】

民間タクシー会社の撤退により、通院や買い物が困難な方などの交通手段の確保が必要となり、地元NPO法人と協働で空白地解消にむけて取り組むこととなった。

(下線事業内容につき、過疎債充当)

#### <10人乗りバス>



<出発式典の様子>





#### <総事業費>

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費				4.6	2.1
内過疎債				0	2.0

## 事業の成果・効果

市営バス運行開始により、16集落(約1,200人)の公共交通空白地域が解消された。 〇H26年度利用者数 693人(H26.7~)

〇H27年度利用者数 958人

# 危険廃屋解体撤去事業費補助事業(愛媛県伊方町)

#### 事業の概要

町内において老朽化し、倒壊の危険 性のある不良住宅の解体撤去を行う 者に対し、解体撤去工事等に要する 経費の一部を補助する。

#### 事業の内容

事業内容:危険廃屋の解体・撤去費

に要する経費の一部を補助

取組経過: H23年度からの取組で、

初年度9件、 H24年度9件、 H25年度10件、 H26年度10件

(下線事業内容につき、過疎債充当)

#### <申請時の写真>



<撤去後現地調査の写真>



#### く総事業費>

(百万円)	H23	H24	H25	H26	
事業費	3.6	4.3	4.7	4.9	
内過疎債	3.2	2.9	4.2	2.9	

#### 事業の成果・効果

○ 取組み開始から4年間、一定件数を実施し、危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助することで、不良住宅の撤去を促進し、地域の安心安全の確保及び住環境の改善が図られている。

# 過疎地域における税制措置

〇 税制上の特例措置を講じることにより、過疎地域における産業の振興や雇用の拡大等を推進

# ○過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域における産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

- 1. 内 容 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。
- 2. 適用期間 3年間(所得税:平成32年12月31日まで、法人税:平成32年3月31日まで)

# ○過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域内で製造業等の設備等を新増設して事業の用に供した場合、減価償却の特例を認める措置。

- 1. 内 容
  - 〇取得価額の合計が2,000万円を超える設備を新増設して事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について特別償却が可能
  - 〇税 目 所得税、法人税
  - ○対象事業 製造業、旅館業(建物及び付属設備のみ)、農林水産物等販売業
  - ○特別償却率 建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100
- 2. 適用期間 2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

# 過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

# 製造業·旅館業·農林水産物等販売業

|過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700 |万円を超える設備を新増設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填 (最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに 過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

# 畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税 各年の所得金額



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填 (最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

# イメージ

製造事業者が過疎地域に土地を購入して生産設備(取得価額6億5,000万円)を新設した場合に、市町村が固定 資産税の課税免除を行ったときの減収補填のイメージ。



#### (例)

- ・土地の固定資産税評価額…220万円
- ・家屋の固定資産税評価額…2,900万円
- ・機械及び装置の固定資産税評価額…3億5,300万円

	1年目	2年目	3年目
固定資産税軽減額(市町村の減収)A	537.8	451.3	416.0
普通交付税による補填額(A×75%)	403.3	338.4	312.0

○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等 の自立活性化を推進

# ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏に おける地域運営組織等の取組を支援
  - ・住民の「くらし」を支える生活支援の取組
  - ・「なりわい」を創出する活動
- 平成30年度予算案 4.0億円 (平成29年度予算額4.0億円)
- 〇 定額補助(1事業当たり2,000万円以内)

# ③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域における集落再編を図る取組を支援
  - •定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - •集落等移転事業
  - •季節居住団地整備事業
- 平成30年度予算案 0.9億円(平成29年度予算額0.9億円)
- 〇 交付率1/2以内

# ②過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で 波及性のあるソフト事業を支援
  - ・生活の安心・安全確保
  - ・移住・交流・若者の定住促進
  - •地域文化伝承
- 平成30年度予算案 1.4億円 (平成29年度予算額 1.4億円)
- 〇 定額補助(1事業当たり1,000万円以内)

# 4) 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る ための取組を支援
  - •生産加工施設
  - •資料展示施設
  - •教育文化施設
  - •地域芸能•文化体験施設 等
- 〇 平成30年度予算案 0.6億円(平成29年度予算額0.6億円)
- 〇 交付率1/3以内

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

H30予算案 4.0億円

「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、 「なりわい」を創出する活動を支援する。

# 集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまと まりとして集落機能を確保することにより、持続可能 な暮らしを実現



#### 施策の 概要

(1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域

(2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織

(地域運営組織等)

※交付金の申請は市町村が実施

(3) 交付額 1事業当たり2.000万円以内

支援

(4) 平成30年度予算案 4.0億円(平成29年度予算額 4.0億円)

(5)対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化

に資する取組

市町村 玉 集落ネットワーク 圏計画の作成 過疎交付金に よる支援 住民の合意形成 地域運営組織の 全国各地の 取組を横展開 形成支援•運営

地域運営組織等

活性化プランの策定

活性化プランに基づく取組

- 高齢者サロンの開設
- 〇 買物機能の確保
- 〇 デマンドバス・タクシーの運行
- 伝統芸能や文化の伝承
- 〇 特産品の開発や6次産業化
- 〇 田舎暮らし体験

過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組ィ▮ぬ

# まち・ひと・しごと創生基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

# Ⅲ. 各分野の施策の推進

- 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
  - (6)集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成

## <概要>

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。

## 【具体的取組】

- ◎「小さな拠点」の形成の推進
- 平成29年5月現在、全国で908か所形成されている「小さな拠点」を1,000か所とすることを目指し、引き続き、関係府省庁が連携して取組を推進するとともに、新たに作成した法人化ガイドブックやポータルサイトをはじめ、全国フォーラム、地方創生カレッジ等による情報面・人材面の支援を行う。
- ・ <u>取組に当たっては、道の駅の活用や官民連携を推進するとともに、地域にひとを呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりを踏まえて、移住者向けの支援体制の整備(相談窓口やお試し居住、住宅紹介等)等に向けた普及啓発を図る。</u>

# 経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

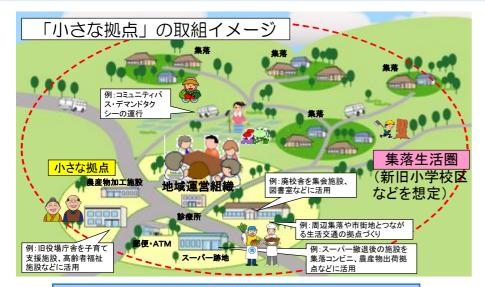
# 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

- 6. 地方創生の推進
  - (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展

人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

# 「小さな拠点」の形成推進

○中山間地域等において、将来にわたり地域住民が暮らし続けることができるよう、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制(地域運営組織)づくりや活動・交流拠点の強化、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等による利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持))を推進



# 小さな拠点の形成プロセス

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立 (地域運営組織の形成)

地域で暮らしていける生活 サービスの維持・確保 (機能等の集約・確保、交 通ネットワークの形成等)

地域における仕事・収入 の確保

# <支援の概要>

○「小さな拠点」の形成に取り組む市町村や地域 運営組織をソフト・ハードの両面から支援

	ソフト事業 (※1)	ハード事業 (※2)
対象事業(取組例)	・高齢者サロンの開設 ・ボランタリーチェーン等と連携した買物機能の確保 ・デマンドバス・タクシーの運行 ・特産品の開発や6次産業化による高付加価値化 ・田舎暮らし体験等による都市との交流産業化等	既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等 (例) ・旧役場庁舎を子育て支援施設、高齢者福祉施設などに活用 ・廃校舎を集会施設、図書室などに活用等
補助率	定額(2,000万円以内)	1/2以内

# <事業申請手続き>

「「小さな拠点」形成支援に関する事業の募集について」(統一様式)に基づき、 内閣府地方創生推進室へ必要書類を提出

- ※1 総務省 過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業
- ※2 国交省 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

# ② 過疎地域等自立活性化推進事業

H30予算案 1.4億円

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による取組を支援

# 施策の概要

先進的で波及性のあるソフト事業を支援し、取組の内容を 横展開することにより、他の市町村におけるソフト事業の 取組の後押しを図る。

(1)事業主体

過疎地域を有する市町村 構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付額 1事業当たり1,000万円以内

(3)平成30年度予算案 141,000千円 (平成29年度予算額 140,000千円)

# 対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業を対象とする。

- 」。① 産業の振興
  - ② 生活の安心・安全確保
  - ③ 集落の維持・活性化
  - ④ 移住・交流・若者の定住促進
  - ⑤ 地域文化の伝承
  - ⑥ 環境貢献施策の推進



(例:住民ワークショップの開催)



(例:買物支援バスの実証運行)

# ③ 過疎地域集落再編整備事業

# ○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

# 施策の概要

# (1)事業の種類

# ① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅 団地を造成する事業に対して補助

# ② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

# ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基 幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

# ④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

## (2)事業主体

過疎地域を有する市町村

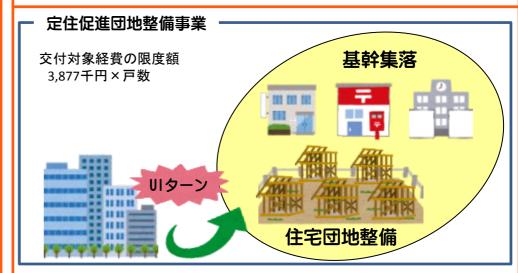
## (3)交付率

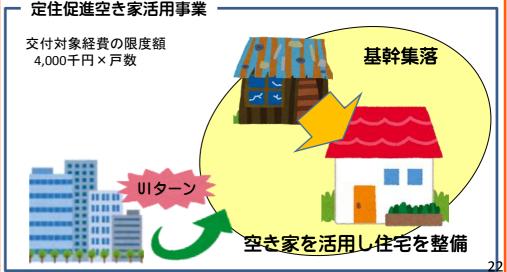
1/2以内

# (4)平成30年度予算案 89,652千円

(平成29年度予算額 89,652千円)

# 事業のイメージ





# 4 過疎地域遊休施設再整備事業

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る 取組を支援

# 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない 家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等と の地域間交流を促進

生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業に対して補助

# (1)事業主体

過疎地域を有する市町村 構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付対象経費の限度額

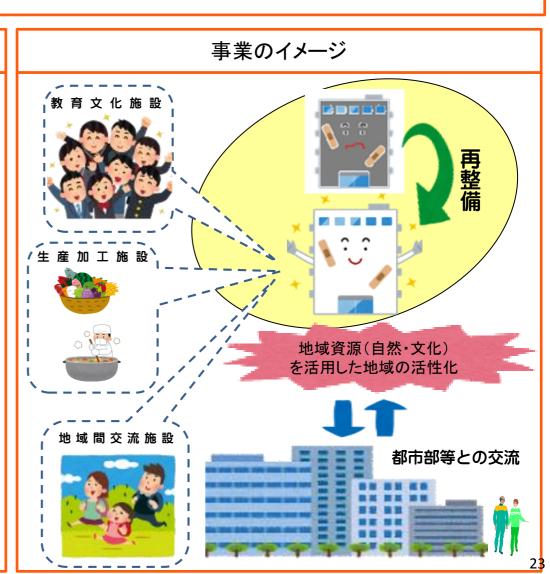
60,000千円

(3)交付率

1/3以内

(4)平成30年度予算案 60,000千円

(平成29年度予算額 60.000千円)



# 集落支援員について

## 集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成29年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,195人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,320人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総 務 省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円) を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施
- ※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費
- ※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

## 地方自治体の取組のフロー

#### ■集落支援員の設置

- 地方自治体の委嘱により「<u>集落支援員</u>」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

## ■集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
  - ※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

## ■集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての*話し合い*を促進(「集落点検」の結果を活用)
- 話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、 集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、 行政との「話し合い」を実施

## 《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施



# 過疎問題懇談会について

# 目 的

過疎地域が、著しい人口減少と高齢化の進展など様々な問題に直面する一方、国民全体の安全・安心な生活を支える公益的機能を有していることを踏まえ、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について、学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催する。

# 平成30年度における議論の進め方

# 目標

過疎地域自立促進特別措置法が 平成33年3月に期限を迎えることを見据えて、 新たな過疎対策のあり方について議論を進め、 中間的整理を実施。

# 進め方

各会合において、 委員によるプレゼンテーション及び 事務局から過疎対策の実績等の報告を行い、 年度末に中間的整理を取りまとめ予定。 (計6回の会合を開催予定。その他に現地視 察も実施予定。)

# 平成30年度委員

山彰久

太 岡山県 真庭市長 田 小田切 明治大学 農学部 教授 徳 美 英 治 梶 井 筑西市医療監 幹 子 対馬グリーン・ブルーツーリズム協会 事務局長 Ш 広 島根大学 教育学部 教授 作 野 和 宣子 九州大学大学院 農学研究院 教授 佐 藤 髙 由和 橋 NPO法人きらりよしじまネットワーク 事務局長 北海道 下川町長 谷 之 沼 波 尾 子 東洋大学 国際学部 国際地域学科教授 〇宮 侗 早稲田大学 名誉教授 廸 〇は座長。五十音順

読売新聞東京本社 編集委員

# 趣旨

若い世代を中心に都市部から過疎地域 等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっているとの指摘がある ことから、国勢調査の分析や移住者に対 するアンケート調査等により、過疎地域へ の移住の実態やその要因を分析し、今後 の過疎対策の検討材料とする。

(平成28年度~平成29年度の2箇年)

# 「田園回帰」に関する調査研究会委員

◎は座長 (敬称略)

阿部 巧 公益社団法人中越防災安全機構 ムラビト・デザインセンター センター長

◎小田切 徳美 明治大学 農学部 教授

小林 陽子 徳島県美波町ウエルかめ(移住交流)コーディネーター

作野 広和 島根大学 教育学部 教授

永沢 映 NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター代表理事

藤山 浩 一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所 所長

山内 昌和 早稲田大学教育・総合科学学術院 准教授

# 平成29年度 調査概要

## (1)人口移動に関するデータ分析

## 【目的】

〇国勢調査を用いて移住者数の推移や特徴 等について分析し、「田園回帰」の実態を統 計的に捉える。

## 【実施方法】

○平成12年、平成22年及び平成27年国勢調査の個表データを用いて、<u>現住地と5年前の常住地が異なる者を移住者</u>として集計し、 属性(性別・年齢)や経年変化等を分析する。

## (2)移住者に対するアンケート調査

## 【<u>目 的</u>】

〇過疎関係市町村に移住した人を対象にアン ケート調査を実施し、移住の背景や移住理 由、移住者の特性等について分析する。

## 【実施方法】

- 〇平成29年11月7日から12月5日の間に、過 疎関係市町村の窓口で、転入届を提出した 本人にアンケート票を配布。
- •配布数4,362票、回収数1,000票(回収率22.9%)

## (3)過疎市町村に対する調査

# 【目的】

〇過疎関係市町村の移住・定住促進施策の 実施状況等を調査し、実施割合や地域ブロック別の特徴等を把握する。

## 【<u>実施方法</u>】

- 〇全過疎関係市町村(平成29年4月1日現在) に調査票を配布。
- •団体数 817団体(回答率 100%)

# スケジュール

【平成28年度】第1回 平成28年12月16日 第2回 平成29年2月9日 第3回 平成29年3月10日 ※平成29年3月に中間報告書をとりまとめ

【平成29年度】第1回 平成29年6月30日 第2回 平成30年1月26日 第3回 平成30年2月21日 ※平成30年3月に最終報告書をとりまとめ

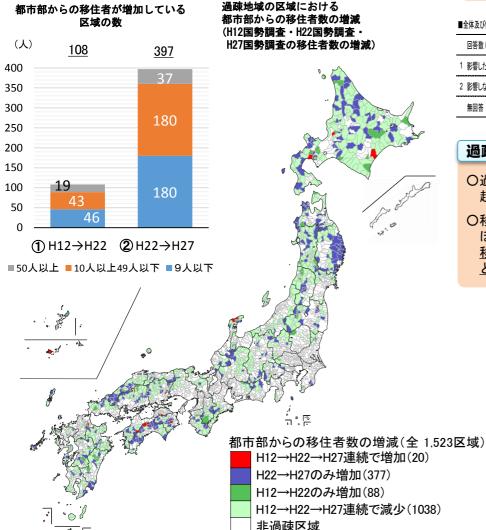
# 「田園回帰」に関する調査研究報告書(概要)

## 平成30年3月

## 人口移動に関するデータ分析

○過疎地域において、都市部からの移住者が増加している「旧市町村単位 の区域」の数が拡大している傾向がある。

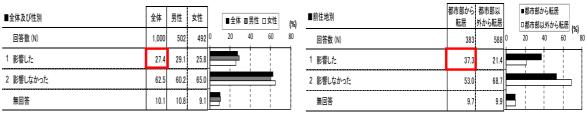
※都市部から過疎地域への移住者とは、国勢調査時点で過疎地域に住んでおり、5年前の常住地が都市部である人数を集計したものであり、①H12とH22国勢調査、②H22とH27国勢調査でそれぞれ比較を行った。



※区域は平成12年4月1日時点の市町村の区域。()内は該当区域数。

## 過疎地域への移住者に対するアンケート調査

- 〇過疎地域への転居に際して、「<u>地域の魅力や農山漁村地域(田舎暮らし)への関心が、</u> 転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した人は、全体の27.4%である。
- ○<u>都市部からの移住者はこの割合が約37%</u>であり、<u>都市部からの移住者の方が、地域の魅力</u> <u>や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合が高い</u>。



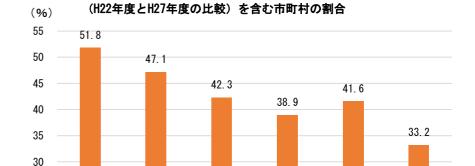
#### 過疎市町村に対する調査(移住・定住施策の実施状況)

25

~H11

H12~17

- 〇過疎関係市町村(817団体)のうち、85%を超える市町村が移住相談窓口の設置、7割を超える市町村が移住・定住フェアへの出展・開催や空き家バンクなどの取組を行っている。
- 〇移住・定住促進施策の実施状況と、移住者数の関係をみると、施策を開始した時期が早い ほど移住者が増加している傾向が見られる。平成11年度以前に施策を始めた市町村のうち、 移住者増となった区域を含む割合は50%を超えているのに対して、施策開始時期が遅くなる と、概ねその割合は低下する傾向にある。



H18~20

施策開始年度

H21~23

H24~26

H27~

施策開始年度ごとにみた都市部からの移住者が増加した区域